・単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１　複数の負荷設備に電力を供給する特別高圧受変電設備、１基あたりの主変圧器容量が2,000ＫＶＡ以上、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
求める実績２　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。
・特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１　複数の負荷設備に電力を供給する特別高圧受変電設備、１基あたりの主変圧器容量が1,000ＫＶＡ以上、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
求める実績２　断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任（監理）技術者は専任で配置）

なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理）技術者は、建設業法に基づき専任を要しない。ただし、現場着手後はこの限りでない。(工事現場が稼動している期間は、平成26年12月から平成30年３月までを予定)
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。
④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)
求める経験１　複数の負荷設備に電力を供給する特別高圧受変電設備、１基あたりの主変圧器容量が1,000ＫＶＡ以上、停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
求める経験２　断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。

⑹　特定建設共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が配置する専任の主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑺　主要機器等
①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成11年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。
主要機器　「受配電設備標準仕様書　中日本高速道路株式会社」による受配電設備
同種機器　複数の負荷設備に電力を供給する特別高圧受変電設備で主変圧器容量2,000ＫＶＡ以上の停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有する受配電設備
②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。
③　主要機器等（設計書で機器製作・改造費としたもの）の改造・修理に関する受注体制が現時点で有すること。

⑻　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　技術提案に関する事項
⑴　技術提案の仕組み　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する工事目的物の機能、性能等を低下させずにイニシャルコストを低減する提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札することができる方式とする。
なお、本工事で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体な内容は入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）によるものとする。
⑵　技術提案資料　指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、標準案によるものとする。本工事を標準案と比較して経済的であり、且つ標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。